

# みやざきブランドデジタルスタンプラリー・プロモーション関連業務委託 企画提案競技実施要領

## 1 目的

みやざきブランドデジタルスタンプラリー・プロモーション関連業務委託の受託候補者を選定するために、必要な事項を定める。

## 2 委託の内容

みやざきブランドデジタルスタンプラリー・プロモーション関連業務委託仕様書による。

## 3 契約上限額

1,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）  
また、委託料は委託業務が完了した後、精算払により支払う。

## 4 委託期間

契約締結の日から令和9年3月16日（火）まで

## 5 参加資格要件

- ・地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者。
- ・この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県及び宮崎県農業協同組合から入札参加資格停止の措置を受けていない者
- ・都道府県税に未納がない者。
- ・宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- ・地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者
- ・本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去にこの業務委託と同種の業務の実績を有する者。

## 6 企画提案競技の公示方法

みやざきブランド推進本部のホームページに公示するとともに、宮崎県農業協同組合のホームページ及び県農政水産部ホームページ（ひなた MAFiN）、みやざきブランド推進本部の Facebook において情報発信する。

## 7 スケジュール

- |                     |                  |
|---------------------|------------------|
| (1) 公示              | 令和8年6月26日(金)     |
| (2) 事前説明会参加申込書の提出締切 | 令和8年6月30日(火) 12時 |
| (3) 事前説明会           | 令和8年7月3日(金)      |
| (4) 質問等の締切          | 令和8年7月9日(木) 12時  |
| (5) 企画提案協議の参加申込締切   | 令和8年7月10日(金) 12時 |
| (6) 企画提案競技の資料提出     | 令和8年7月16日(木) 12時 |
| (7) 審査結果の通知         | 令和8年7月末までに       |

## 8 事前説明会

開催日時：令和8年7月3日(金) 11時00分から12時00分まで

場所：宮崎県庁1号館9階 農政水産部第一会議室

オンライン (Microsoft Teams) の併用

参加申込：事前説明会参加申込書(別紙1)を電子メール又は FAXで担当者(下記12参照)へ提出

申込期限：令和8年6月30日(火) 12時

## 9 企画提案競技

### (1) 企画提案競技の方法

- ・企画提案競技は書面により実施する。
- ・参加者は、以下の資料を担当者(下記12参照)に持参または郵送により提出すること。
- ・資料の提出期限は、7月16日(水)12時までとする。

#### ①企画書(7部)

- ・書式はA4判とし、ページ番号を挿入すること。
- ・企画書には以下の内容を記載すること。
  - 1) 委託仕様書に定める企画内容
  - 2) 企画から実施までのスケジュール
  - 3) 運営体制

## ②見積書（原本 1 部）

- ・ デジタルスタンプラリーのプロモーションに係る管理運用費や資材作成費、プレゼントキャンペーンの実施にかかる費用及び企画提案の内容ごとに積算した見積書を提出すること。なお、これ以外に記載する項目がある場合は記載することもできる。
- ・ 内訳は、税抜き表示を基本とする。
- ・ 資材の作成については、想定される数量も記載すること。

## ③会社概要(2部)

- ・ 既存の資料で対応可。

## ④誓約書

- ・ 別紙 4 により提出すること。

## (2) 企画提案競技への申込

申込方法：企画提案競技参加申込書（別紙 2）を電子メール又は FAX で担当者（下記 12 参照）へ提出。

提出期限：7 月 10 日（金）12 時

## (3) 企画提案競技及び業務委託仕様書に関する質問等

質問方法：企画提案競技質問書（別紙 3）を電子メール又は FAX で担当者（下記 12 参照）へ提出。

提出期限：7 月 9 日（木）12 時

回答方法：軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込書提出者全てに電子メールで通知する（質問者名は公表しない）。

## (4) 審査項目

以下の企画項目で評価を行う。

### 1) 内容構成力

- ・ 業務委託仕様書を踏まえた内容で業務目的が達成される企画となっているか。
- ・ 計画的な業務スケジュールとなっているか。

### 2) 提案力

- ・ 参加者がみやざきブランドの取組や魅力を知ることができる取組となっているか。
- ・ みやざきブランドのフェア・イベントの活性化につながる取組となっているか。
- ・ 参加者の属性（居住エリア・年代等）に応じた情報を効果的に届ける仕組みとなっているか。

### 3) 運営体制

- ・業務を安定的に実施することができる必要な人材や体制が確保されているか。
- ・システム構築・運用業務の受託者と緊密に連携し、一体的に事業を推進できる体制・進行管理の工夫があるか。

### (5) 選定方法

- ・複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

### (6) 審査の通知

- ・令和8年7月末までに、受託候補者の採択・不採択にかかわらず通知する。

### (7) 参加資格の欠格事項

- ・当該手続の参加資格を満たさなくなったとき。
- ・提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき。
- ・虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき。
- ・提案の内容が契約上限額を超えているとき。

### (8) 欠格の通知

- ・(7)に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

## 10 契約の方法

- ・受託候補者とみやぎきブランド推進本部は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。
- ・受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の受託候補者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

## 11 その他

- ・この業務に関する制作物の著作権、著作権及び複製権等の全ての権利は、全てみやぎきブランド推進本部に帰属するものとする。
- ・企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- ・委託料の支払方法は、精算払とする。
- ・提出された資料は、返却しない。

## 1 2 書類提出及び問合せ先

・住所 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

・担当 みやざきブランド推進本部事務局

(宮崎県農政水産部農業流通ブランド課

ブランド・食の安全担当 溝邊、井野)

・連絡先 電話番号 0985-26-7127

ファックス番号 0985-26-7332

メールアドレス [nogyoryutsu-brand@pref.miyazaki.lg.jp](mailto:nogyoryutsu-brand@pref.miyazaki.lg.jp)